

1. 件名：日本原燃（株）廃棄物埋設施設覆土の確認に係る面談（第2回）

2. 日時：令和5年12月1日（金）10：00～11：30

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

細野企画調査官、木原上席監視指導官、奥山主任監視指導官、小野主任監視指導官、  
河合管理官補佐、岡田管理官補佐、秦原子力運転検査官、森野総括係長

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、大塚安全審査専門職、大島原子力規制専門職  
長官官房 技術基盤グループ 放射線・廃棄物研究部門

入江技術研究調査官、山田副主任技術研究調査官

六ヶ所原子力規制事務所 皆川事務所長、山神原子力運転検査官

日本原燃（株） 埋設事業部 副事業部長 他5名

5. 要旨

（1）日本原燃（株）（以下「事業者」という。）より、本面談の第1回の説明（覆土の配合に係る事業変更許可時と現時点の検討結果との相違点）に対する原子力規制庁からのコメント、質問等について資料1に基づいて説明があった。

事業者から、施設確認に先立ち取得した覆土の諸物性に基づき、覆土設計を事業変更許可時の説明から一部更新すると事業者から説明を受けた。

この説明に対し、原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・覆土設計を事業変更許可時の設計から一部更新するのであれば、まず、事業変更許可時において覆土設計に関して行った試験、覆土に対して設定した諸特性についてどのような内容であったかについて、まずは全体を抽出及び整理すること。
- ・その上で、更新する覆土設計について、事業変更許可時の覆土設計の範囲内なのかどうか改めて整理し、許可との整合性を説明すること。

これに対し、事業者からは、必要なデータ取得等を行ってまとめ資料相当の説明資料を準備したうえで説明する旨の回答があった。

その他の主な質疑応答は次のとおり。

- ・前回の面談で原子力規制庁から覆土の性能評価に必要な試験データを取得して説

明するよう伝えたことに対する事業者からの今回の説明で、「この度、実施工のための具体的な覆土配合の設定に伴い、その配合が事業許可の安全審査時における説明と整合することを確認済みである」とされていたため、その意図を事業者に確認したところ、同説明は今回取得した実験室データに基づき判断した結果であり、今後、実施工におけるデータを今年度末を目途に取得して判断予定との説明があった。

- ・また、原子力規制庁から今回使用するベントナイトの材料及び配合が示されていない点を事業者に質問したところ、今後の説明資料には材料（特にモンモリロナイト量）、配合等のデータを記載し、必要な補足説明も適宜付記する旨の回答があった。
- ・前回の本面談において、事業者から覆土に混合した礫は不透水性と見込まれるため、それ相応に透水係数が低くなる、また覆土の性能に関係する分配係数等の材料特性データの取得も行うとの説明があったことに対して、原子力規制庁からは今回示された礫の透水係数のデータは不透水性というほど低くないのではないかと。また、測定時のバラツキの程度によっては不透水性とはいえないのではないかと。さらに、礫の界面を通過する水の挙動についても説明が必要なのではないかと伝えた。
- ・原子力規制庁から事業者に対して、難透水性覆土はバリア機能として特に重要なため、今回採用する材料についての「材料特性」が申請時と同等と判断出来るだけのデータを示すよう伝えた。
- ・原子力規制庁から覆土施工後の確認に必要なデータ取得方法について質問したところ、事業者からコア試料の有効モンモリロナイト密度から透水係数を推定可能であるもののコア試料を用いた透水試験を行った上で透水係数を測定する予定との説明があった。
- ・原子力規制庁からは事業変更許可時に定義した巨視的透水係数について、「巨視的透水係数」の施工時のデータ取得の考え方は示されているが、この考え方の技術的妥当性について説明すること、また、施工時の品質管理についても妥当性を示す必要があることを伝えた。
- ・原子力規制庁から事業者に対して、覆土のベントナイト混合土は、覆土の透水性能に加えて、化学特性の長期的な挙動についても考慮が必要なので、改めて説明するよう伝えた。
- ・原子力規制庁から事業者に対して、覆土の確認方法、確認に必要なデータ取得の項目・フローを整理して、工程表に必要な項目を追記のうえ説明するよう伝えた。

## 6. 配布資料

- ・資料1：「事業許可時の説明」と「現時点の覆土配合」の整合性について（2023年6月21日面談のコメント回答）